

経営企画室

令和7年6月20日

東京都立武蔵台学園校長 金子 猛

お問い合わせは担当まで・・・

経営企画室 学事担当 浅野 真結子

電話 042-576-7491

ファクシミリ 042-576-7526

よりお知らせ

学用品・新入学用品申請書

第1回提出〆切 7月1日(火)

- ・「就学奨励費のしおり」または申請書裏面の支給対象品目をよくご覧になって、該当する品目名で申請書に記入してください。
- ・新入学用品申請書、学用品等申請書は6月13日にお配りした用紙をお使いください。武蔵台学園ホームページからダウンロードもできます。
- ・お配りしている封筒は二学期にも使用するため、今回申請されない方も、封筒は戻していただくようお願いします。
- ・期限までに提出が難しい場合は、経営企画室学事担当までご一報ください。

購入した物品が新入学用品や学用品に該当するかどうか分からない時には、担当者までお問い合わせください。

こういう場合は・・・どうなの？

Q-1 エプロンや袋など手作りした場合の材料費は支給対象となりますか？

A-1 支給対象になりません。ただし、カバン制作キット一式のように材料費の金額が制作物と同額であることが明白な場合は支給することができます。

Q-2 修学旅行や移動教室用に買った物品は学用品等の支給対象になりますか？

A-2 移動教室終了後、普段の授業等に使えるもの（体操着など）や通学時に必要なもの（雨具など）は学用品・通学用品費の支給対象となります。

Q-3 領収書やレシートは提出しなくてもいいのですか？

A-3 学校に提出する必要はありませんが、ご家庭で保管しておいてください。

後日内容についてお問い合わせする場合がございます。

Q-4 領収書を失くしてしまいました。

A-4 注文書や納品書、カタログや値段表、商品についていた値札など金額がわかるものが残っていれば、購入申立書に添付して提出することができます。購入申立書はレシートの代わりになるものです。購入申立書に記載したものは、必ず学用品申請書にも記入をしてください。

Q-5 自宅学習用のドリルや課外部活動で使用するものは支給対象になりますか？

A-5 支給対象になりません。

Q-6 通販商品を購入した場合の送料や代引き手数料は対象になりますか？

A-6 支給対象になりません。

Q-7 制服のサイズ直しにかかった費用は対象になりますか？

A-7 支給対象になりません。改めて購入したものは支給対象になります。

令和7年度より新入学用品費の限度額が変更になりました！

小学部	I 段階	57,060円	II 段階	28,350円
中学部・高等部	I 段階	63,000円	II 段階	31,500円

マイナポータルのお知らせ

「マイナポータル」では、東京都教育委員会がマイナンバーを用いてお住まいの区市町村（行政機関）と税情報等の個人情報をやりとりした履歴（やりとり履歴）が確認できます。確認は、御自身のマイナンバーカードを用いて行います。やりとり履歴では、やりとりされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関が確認可能です。

マイナポータルから行政機関同士のやりとり履歴を確認できないようにする事情（DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している等）がある場合は、やりとり履歴を確認できないようにすることも可能です。この場合は、経営企画室にご連絡ください。



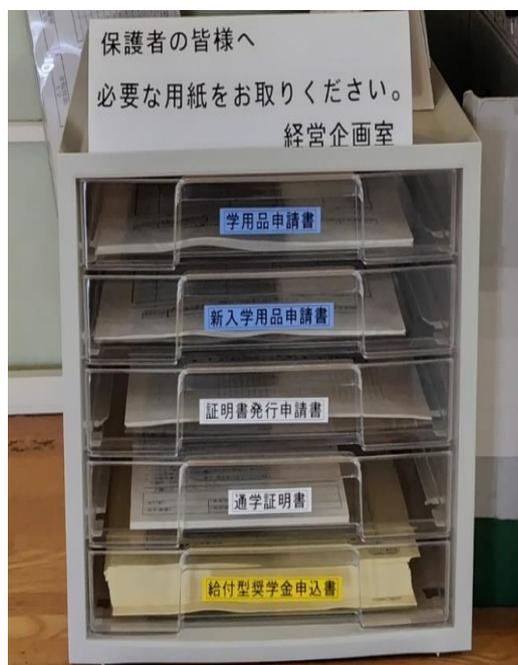
【参考】

マイナポータルとは（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>

毎月26日が口座引落日です

学校納付金は4月から1月までの年10回で納入をお願いしています。引落日の前営業日までにご登録のゆうちょ銀行口座に納入額＋手数料10円のご用意をお願いします。26日に残高不足で引落ができなかった方については、翌月10日に再度引落させていただきます。学校納付金が未納の方は就学奨励費を支給できませんので、未納にならないようにご協力よろしくお願いします。



👉 経営企画室窓口にレターケースがございます。レターケースには、①学用品申請書

②新入学用品申請書（7月まで）③証明書発行申請書 ④通学証明書 ⑤給付型奨学金申込書

が入っています。保護者の方が、来校時に必要な書類をお取りいただけます。